

令和7年度地域集会所施設整備等補助金の事業計画書の提出について

令和7年度予算編成の準備に伴い、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）に施設整備等を計画している区または町内会等は、令和6年9月30日（月）までに「地域集会所施設整備等事業計画書」に必要書類を添えてご提出ください。

ご不明な点等がありましたら、くらし人権課までご連絡いただきますようお願いいたします。

1 対象となるもの

自治組織が維持管理する集会施設又は公民館が対象となります。ただし、社会教育法第21条に規定する公民館は除きます。

2 事業計画書の提出

(1) 提出期限 令和6年9月30日（月）

(2) 提出するもの

- ・事業計画書（別紙1の記載例をご参照ください）
- ・添付書類一式（別紙1の裏面「事業計画書の添付書類」をご用意ください）

3 今後のスケジュール

令和6年9月30日（月）まで	事業計画書、添付書類一式提出
令和7年3月末ごろ	予算議決、交付申請書様式を市から送付
令和7年4月1日以降	①交付申請書、添付書類一式の提出
	②市からの交付決定通知書受領
	③工事実施～完了、支払
	④実績報告書、添付書類一式提出
	⑤市からの確定通知書受領
	⑥交付請求書の提出
	⑦1か月以内に補助金を支払

4 その他

- ・原則、前年度に事業計画書の提出がない場合は、補助金は交付されません。
※ただし、エアコンの故障等、緊急対応が必要な場合は、個別にご相談ください。

〔問い合わせ〕

多治見市役所（本庁舎） くらし人権課 担当：水野・杉山

TEL：22-1134（直通）／ FAX：25-7233

別紙 1

記 載 例（新築・取得・増改築・改修等・用地購入）/1年だけの計画）

様式第1号（第6条関係）

地域集会所施設整備等事業計画書

令和6年〇月〇日

多治見市長

申請者

団体名 * * * * * 町内会・区
代表者名 * * * 町内会長・区長 ××⑧
住 所 多治見市〇〇町〇—〇〇
連絡先 * * * * — * * — * * * *

地域集会所の整備等について、多治見市地域集会所施設整備等事業補助金交付要綱第6条の規定により、事業計画書を提出します。

事業の名称	地域集会所施設整備等事業《●●●●●集会所の〇〇（新築、増改築、改修、用地購入）事業》				
集会所の名称	●●●●●集会所（新設の場合は、仮称で記入）				
集会所の所在地 又は建設予定地	多治見市〇〇町〇—〇〇				
建物が新築された 年月日	昭和〇年〇月〇日に工事着手		新築年月日、取得年月日が不明 の場合は空欄にして、くらし人 権課にご相談ください		
建物を取得した 年月日	昭和〇年〇月〇日				
事業目的	【例】●●●●●集会所を改修することにより地域コミュニティ活動の拠点の場とする。				
事業の公益的効果	（どんな効果があるか記入） 例：集会所の新設、利用促進、長寿命化等				
事業実施予定期間	（令和7年4月1日から令和8年3月31日の間） 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日				
事業の収支予算	収 入 （円）		支 出 （円）		
	財源区分	金 額	事業区分	金 額	うち補助対象
	市補助金	（要綱に基づきます）	工事費		
	例：町内会・区費				
	例：積立				
	例：寄附等				
合 計	合 計	合計は、「収入」＝「支出」	合 計		
添付書類	※裏面「事業計画書の添付書類」掲げる添付書類 （事業によって異なります）				
備 考	上記で収支予算書を兼ねる場合は、 <u>「上記、収支予算書を兼ねる」</u> と記入。				

市補助額は、
千円未満切捨て

事業計画時の補助申請額
が限度となるのでご注意ください。

項目は自由に追加してください。
「別紙参照」でも構いません。

ア：地域集会所施設整備等補助金事業計画書の添付書類について

事業	事業計画書の添付書類
増改築	・位置図（地図） ・見積明細書または設計書 ・図面（増改築前と後が分かるもの） ・収支計算書（事業計画書に含む） ・現況写真
改修等	・位置図（地図） ・見積明細書または設計書 ・図面（改修前と後が分かるもの） ・収支計算書（事業計画書に含む） ・現況写真 ただし、耐震補強工事の場合は（※1）を参照
耐震診断	・位置図（地図） ・見積明細書または設計書 ・図面 ・収支計算書（事業計画書に含む） ・現況写真 ・建築時期が分かる書類
新築	・位置図（地図） ・見積明細書または設計書 ・図面 ・収支計算書（事業計画書に含む） ・現況写真 ・土地の所有者が分かる書類（登記簿謄本の写し等） ・土地使用賃貸借契約書案
取得	・位置図（地図） ・現所有者の住所・氏名・地積・用途が分かるもの ・見積明細書 ・売買契約書案 ・収支計画書（事業計画書に含む） ・現況写真 ・建築物図面
建設用地 購入	・見積書 ・土地売買契約書案 ・現所有者の住所・氏名・地積・用途が分かるもの ・収支計算書（事業計画書に含む） ・現況写真
集会所 用地借地	・収支計算書（事業計画書に含む） ・土地使用賃貸借契約書（（案）を含む） ・建築面積が分かるもの（火災保険の証書等） ・土地の所在地・借地面積が分かるもの

（※1）耐震診断の結果が分かる書類、建築士が建築士法に基づき設計し、かつ、（一社）岐阜県建築士事務所協会の耐震診断判定委員会又は岐阜県知事の認める専門機関に耐震性能の判定が諮られた設計であることが分かる書類

イ：補助対象経費・補助率・補助限度額等

令和5年度から令和7年度は補助率等の拡充期間です。

事業	R 5年度～R 7年度の拡充期間				既存制度			
	補助対象経費	補助率	補助限度額	備考	補助対象経費	補助率	補助限度額	備考
増改築	増築： 100万円以上 改築： 200万円以上	<u>1/2</u> 以内	<u>450万円</u>	新築後 又は 取得後	増築： 100万円以上 改築： 200万円以上	<u>1/3</u> 以内	<u>300万円</u>	新築後又 は取得後 10年以 内は対 象外
改修等	20万円以上 具体例は 別紙2を参照	<u>1/2</u> 以内	<u>300万円</u> (耐震補強工 事と併せて行 う場合 <u>450万 円</u>)	10年以 内は対 象外 (※2)	20万円以上 具体例は 別紙2を参照	<u>1/3</u> 以内	<u>200万円</u> (耐震補強工 事と併せて行 う場合 <u>300万円</u>)	(※2)
耐震診断	耐震診断に要 する経費	1/2 以内	100万円 (ただし、 2,000円/㎡以 内)		耐震診断に要 する経費	1/2 以内	100万円 (ただし、2,000 円/㎡以内)	
新築	新築に要する 経費	1/3 以内	1,400万円		新築に要する 経費	1/3 以内	1,400万円	
取得	取得に要する 経費	1/3 以内	800万円		取得に要する 経費	1/3 以内	800万円	
建設用地 購入	建設用地購入 に要する経費	1/2 以内	1,000万円		建設用地購入 に要する経費	1/2 以内	1,000万円	
集会所 用地借地	集会所用地の 借地に要する 経費	9/10 以内	固定資産評価 額による (※ 3)		集会所用地の 借地に要する 経費	9/10 以内	固定資産評価 額による (※ 3)	

ウ：完成時概算払請求について

昨年度までは、工事代金の領収書をいただくことで、完了と認め、補助金を交付していました。

今年度からは、工事代金の請求書を提出いただくことで、概算払いとして補助金を交付することもできる
よう改善しました。概算払いを希望の方はくらし人権課までご相談ください。

別紙2

*改修の具体例

内容	備考
壁	補修を伴わないクロスの張り替え、壁塗りを除く。
天井	補修を伴わないクロスの張り替えを除く。
床	補修を伴わないクロスの張り替えを除く。
屋根	補修を伴わない塗り替えを除く。 <u>ただし、防水塗装は対象とする。</u>
換気扇の改修又は設置	<u>天井又は壁工事と併せて行う場合のみ対象とする。</u>
照明器具（天井埋込み型）の改修又は設置	<u>天井工事と併せて行う場合のみ対象とする。</u>
空調設備の改修又は設置	
トイレ	安全性、バリアフリー、ユニバーサルデザインを考慮した便器の付け替え、床の張り替え等 <u>建物本体の改修を伴う場合のみ対象とする。</u>
洋式便器への取替え	※ <u>高齢者サロン</u> 等で利用している <u>集会所</u> の場合は、他の補助金（高齢福祉課所管「多治見市介護予防・生活支援活動拠点整備事業補助金」：補助率 10/10 限度額 50 万円）を活用できる場合がありますのでご相談ください。
段差の解消	
手すりの取付け	
引戸への取替え（注）	
滑り防止のための床の張り替え	
	（注）引戸への取替えは、地域集会所施設整備等補助金では補助対象とならない場合があるため、事前にご相談ください。
上下水道配管工事	<u>建物内での工事のみ対象とする。</u>
電気工事	<u>建物内での工事のみ対象とする。</u>
テレビ配線工事 ケーブルテレビ工事	<u>建物内での工事のみ対象とする。</u>
土地造成	新築等の場合は対象とする。
設計委託	<u>補助対象事業に係るものは対象</u> 補助対象外事業に係る設計を除く。
耐震補強工事	建物が <u>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの</u> であれば対象とする。

<参考> 質問の多い事例

内 容	補助対象	備 考
畳の表替え・交換	△（一部補助対象）	劣化によるものは対象
建具（襖・障子）の交換	△（一部補助対象）	劣化によるものは対象
白アリ駆除	×（補助対象外）	白アリ駆除のための工事は対象外 ※白アリ被害による床（基礎）の改修工事は対象
T V配線宅内工事・ ケーブルテレビ宅内工事	△（一部補助対象）	建物内での工事のみ対象 建物外配線工事は対象外
T Vの購入・アンテナ・受信機	×（補助対象外）	備品とみなす
じゅうたん・カーペット	×（補助対象外）	備品とみなす
システムキッチン	×（補助対象外）	備品とみなす
ガスレンジ・給湯器本体	×（補助対象外）	備品とみなす
消火器の設置	×（補助対象外）	備品とみなす
たんす・机・いす	×（補助対象外）	備品とみなす
カーテン・ブラインドの設置	×（補助対象外）	備品とみなす
換気扇の改修又は設置	△（一部補助対象）	天井・壁工事と同時に行う場合のみ対象 単なる換気扇の取替は対象外
外構工事（犬走り、フェンス等）	×（補助対象外）	
浄化槽の撤去	×（補助対象外）	
土地造成	○（補助対象）	新築等の場合は、造成しないと建物が建たないため
耐震診断・耐震補強工事	○（補助対象）	ただし、建物が昭和56年5月31日以前に着工されたもの
上下水道配管工事	△（一部補助対象）	建物内での工事のみ対象 建物外配線工事は対象外
外壁	△（一部補助対象）	補修を伴わない塗り替えを除く。ただし、防水塗装は対象とする。

補助対象外：

事務手数料、備品購入費、物置、倉庫、駐車場、既存建築物の取壊し費用、移転費用などに要する経費

その他、本市の他部署、県、国等の補助金など、控除すべき特定財源がある場合